

か

さ

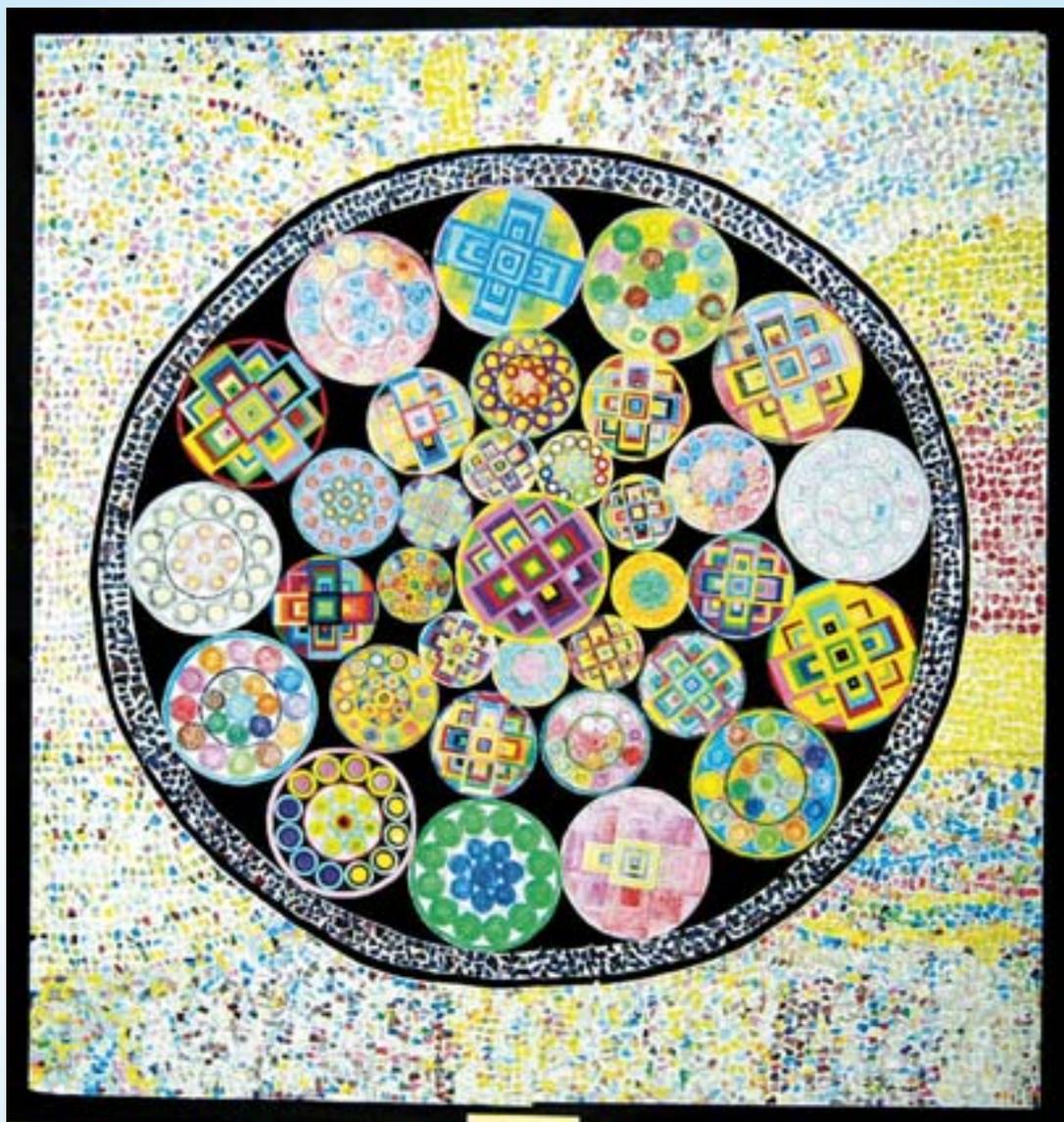
ぐ

る

ま

ひと、豊かなハーモニー

平成18年3月1日



「曼陀羅万華鏡」 希望が丘まつかぜ荘デイサービスセンター共同作品

●特集

- 1 職員倫理遵守への新たな誓い
- 2 看護強化型の現状と課題
- 3 希望が丘地域生活移行の取り組み

●Jigyodan Topics

- ・障がいの種別をこえた交流会
～エリアフリー・フォーラム2005
- ・食事サービスの充実をめざして
- ・実践報告会の開催

●特別寄稿

No. 79

社会福祉法人 山形県社会福祉事業団
<http://www.ysj.or.jp>
メール:yamagata@ysj.or.jp

特集 1

職員倫理遵守への新たなる誓い

平成18年2月2日（木）、テレビ、新聞紙上をにぎわした「体罰」と「失明」、そして「公表せず」の文字やことば……。私たちは、5年前のあの日、コロニー希望が丘ひめゆり寮で起きた不祥事（職員の行為による利用者の失明事故：ハ工たたきの針金があやまって目に入ったもの）から何を学んだのでしょうか。そして、何をどのように変えてきたのでしょうか。

今回の報道は改めて職員一人ひとりに、問題を投げかけているものと考えています。

あなたは、日々の業務の中で利用者の方々のことを大切に考えていますか？

あなたは、日々の業務の中で利用者の方々の人権を守ろうとしていますか？

そしてあなたは、今どのような努力をしていますか？

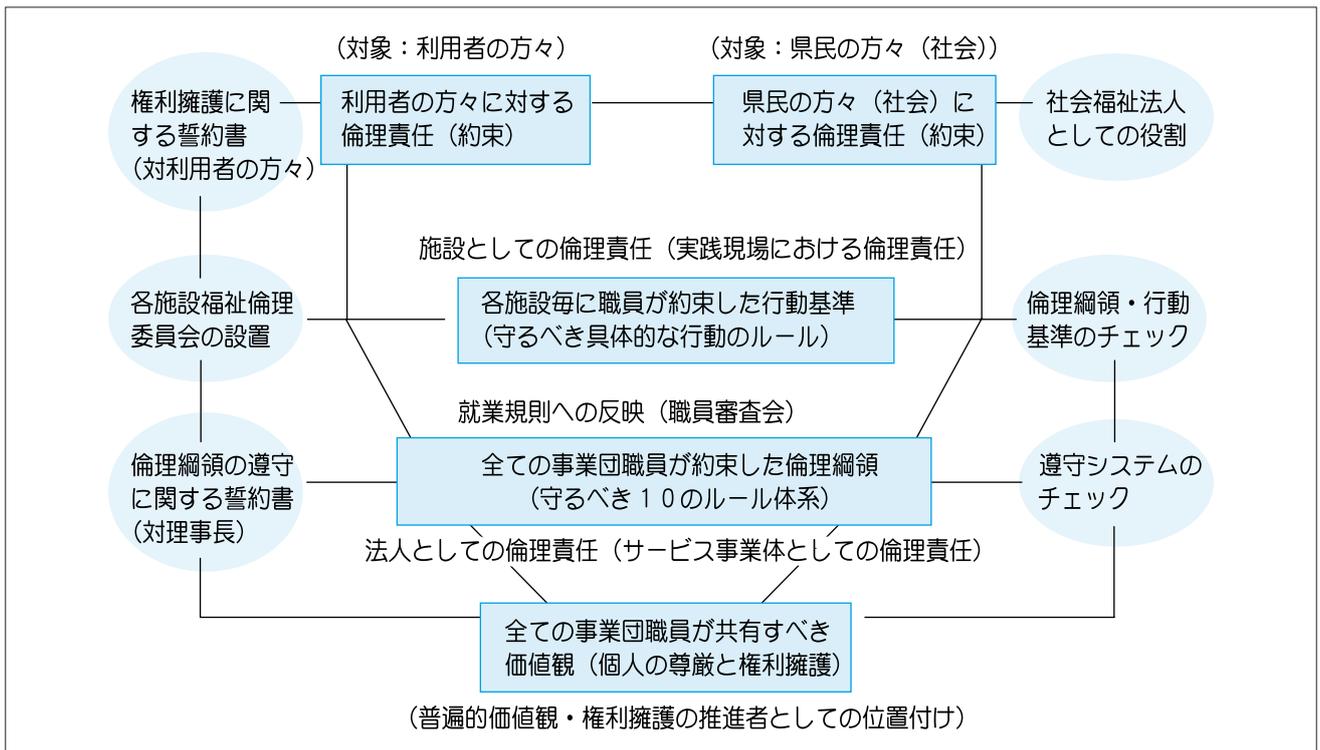
「職員倫理綱領」について、振り返ってみることにします。

1 職員倫理綱領策定の背景

福祉サービス提供者に求められるものの根本に福祉倫理観があります。個人の尊厳や平等の確保、自己決定の尊重や秘密保持、誠実さや受容する態度などが該当します。すなわち、職員には個人的な先入観や価値観で利用者を判断するのではなく、組織体共通の理念や指針に基づき業務を行なうことが必要とされるのです。

平成13年4月、社会福祉法人山形県社会福祉事業団は、この福祉倫理観を「職員倫理綱領」として明文化し、職員の行動や判断基準の指針として内外に宣誓しました。福祉制度が「措置」から「契約」に変る時代にあって、利用者主体のサービスを実現するためには、権利擁護の視点に立った新たな援助論に基づくサービスを提供する必要があったからです。そのためには、これまでの職員と利用者の方々との上下関係、地域社会と距離を置いた閉鎖的環境、援助の名の下で行なわれた権利侵害に謝罪し訣別することが求められました。「内外に宣誓する」ということの意味には、これまでの過去を総括し、福祉に対する考え方や行動ルールをサービスを利用する方々や一般県民、社会に対して周知約束をするという、強い決意が込められていたのです。不祥事はその半年後に起きました。

●山形県社会福祉事業団における「職員倫理綱領」と「遵守システム」構造図



2 改めて問われる「意志の力」

福祉倫理観の出発点に「価値観」があります。「価値」とは何を大切にするかという信念の体系であり、「倫理」は価値を実現するためのルール^①の体系という考え方があります。

ここで重要なことは「倫理」は人としての行為に関わることであり、そこには「知識」や「技術」では解決できない「意志の力」が求められるということです。例えば、福祉に関する知識や技術、資格をいくら持っていたとしても、利用者の方への理解が不十分であったり、感情に流され体罰を行なってしまえばそれは何の意味もなさないということになります。「誰もみていないから」、「忙しいから」といって、乱暴なことばをはいてしまったなら、それは明らかな倫理綱領違反なのです。逆にどんな状況であってもそこに守ろうとする「意志の力」があれば、体罰や暴言という行為には至らないのです。ここに「意志の力」が求められる所以があります。そして、この「意志の力」が職員一人ひとりの心の奥底から生まれ出るものであるところに、「倫理綱領」を遵守することの難しさがあるのだと思います。すなわち、「倫理綱領」によって職員の行為全てがコントロールされるのではなく、自らの意志で守ろうとして初めて遵守に結びついていくのです。また、「倫理綱領」は決してマニュアルではないことも重要だと考えています。なぜなら、援助サービスは圧倒的に個々のケース、その時の場面によって判断が求められることが多いからです。そして、その時の拠り所となるものが「倫理綱領」なのです。

このように考えると、「倫理綱領」を遵守することは、日常の業務の中にある疑問や課題をまっすぐに受け止め、自分自身（あるいは同僚を含めて）を絶えず見つめ直し、利用者の方を大切に思う心（視点）を育てていくということの積み重ねといっても過言ではないと思います。対人援助サービスは、当然のことながら人の力によって提供されるサービスです。その時の、職員の自己覚知によっていかようにも変化するものなのです。

「職員倫理綱領遵守システム」（平成14年4月1日制定・施行）は「意志の力」を育むために誕生したのです。

3 新たなる誓い

法人では、今回の報道にあたり、利用者の方、ご家族をはじめ、福祉関係者そして県民の方々に対して心から深く謝罪するとともに、権利擁護の重要性、情報開示の必要性を再度認識し、再発防止に向けて以下の3点について実施することとしています。

1 職員倫理綱領遵守システムの点検と推進

職員の「意志の力」を育て上げるために、福祉倫理委員会活動や職員相互のチェック体制、自己点検後の評価について強化していきたく思います。また、利用者の方々はもちろん、ご家族、苦情解決委員（オンブズマン）の方々^②の声を大切にし、システムに反映させていきたく思います。

2 職員研修の推進

倫理綱領遵守のためには、権利擁護の砦となる職員の存在が重要になります。そのため、倫理的問題の解決法などの演習を取り入れた意識啓発研修を行なうとともに、管理監督者を対象とした研修を継続的に行ない、施設としての倫理責任を確立していきたく思います。

3 情報開示・公開について

サービス提供の透明性を高めるため、施設において発生した利用者の事故等について、情報開示を行なうとともに、公表のあり方や基準などについて検討していくことにしています。

しかし、このような対策を行なう前提として、私たち社会福祉事業団の職員一人ひとりがとるべきいくつかの行動があります。

「失明」という2度と取り返しのつかない不祥事を起こした事実を正面から受けとめること、その出来事を風化させないこと……

そして、「あなたの施設では、もう二度と不祥事は起きないと言えますか？」という問いかけに、自らの意志で「Yes」と答えること……

今、事業団の全ての職員には、確固たる「強い意志」と「新たなる誓い」が求められているのです。

事務局 企画調整課 鈴木一成

特集 2

笑顔で安心な暮らしを 支えていくために……

— 看護強化型の現状と課題 — 特別養護老人ホーム 大寿荘 (大江町)

看護強化型特養とは？

24時間、看護師が勤務し、夜勤にも入る体制により、医療面での多様なニーズに対応できる。

看護強化の目的・理念

- 疾病の早期発見と早期対応により、安心して生活を送られるようにすること。
- 生活の場として、家族に看取られ、穏やかに終末を送られるようにすること。

体制と業務内容

- 職員数（正規職員、準職員、臨時職員の総数）

	16年度→17年度	増 減
援助員（現場）	35人→31人	- 4人
看護師	4人→8人	+ 4人
計	39人→39人	



- 夜勤体制

援助員 5人 援助員 4人+看護師 1人

- 援助員の看護強化型実施によって増えた業務

- ・新たに増えた業務……入浴前検温・温度板記入・経管栄養・酸素濃度チェック
- ・係わりが増えた業務……生活の中での健康管理・食事量チェック・排泄排尿チェック・酸素吸入・吸引

- 看護師の看護強化型実施によって増えた業務

- ・新たに増えた業務……ケース担当・所持金管理・着脱介助・ベッドメイキング
- ・係わりが増えた業務……食事介助・排泄介助・着脱介助



理学療法士と一緒にリハビリ（籐細工・編み物等）に参加する看護師

看護強化型のメリット

- 疾病の早期発見、早期対応ができるようになった。
- 看護師の夜間待機がなくなった。
- 看護師が夜勤に入ることにより、援助員の精神的負担が減り、利用者の方への対応がスムーズにできるようになった。

今後の課題

- 看護師も居室担当になっているが、オープンでの看護業務があるため、担当利用者の方に関わる時間が少ない。
- 夜勤時に、要観察者が多いと介護業務を担うのが困難。

現状と課題～看護師の立場より

平成17年度から、看護師を多く配置し、完全に24時間体制で高齢者ケアを行っています。

老人福祉施設において、疾病の重度化・医療の多様化が課題となっています。援助員だけの夜勤体制では、夜勤者の精神的な負担が大きいのと思われますし、疾病の早期発見・早期治療は困難とされています。看護師が24時間体制で勤務することで、利用者の方・ご家族・また援助員も安心できます。ただ、その分、看護師に大きな負担がかかります。医師が常勤しているわけではないので、ある程度の判断をしなければなりません。特に夜間は看護師が一人なので、急変時等の対応には、夜勤の援助員との協力が必須になります。

また、看護師だけで利用者の方のケアができるわけではありません。施設とは利用者の方にとっての生活の場であり、そのほとんどのケアに援助員が関わっています。各職種間の連携、特に援助員と看護師が同じスタッフルームで、意見交換や情報提供を行うことが容易にでき、お互いの歩み寄りにより、協力体制が強くなることこそ、大切なことだと思います。

現在、大寿荘では、各職種間の連携がスムーズに行なわれており、施設全体が明るく、穏やかな雰囲気の入所者のケアが行われています。

在宅で、酸素療法・人口呼吸器・気管切開者等々、今までは家庭では無理とされていた医療まで、余儀なくされている昨今、その様な方々の施設入所希望も多くなっていますが、設備面や嘱託医の協力等の受け入れ体制が整っておらず、未だ受け入



スタッフルームでの業務引継ぎ

れることができずにいます。近い将来に向け、体制作りを行い、なによりも医療を必要とする方を安心して受け入れることができるようにしたいと思っています。

まだまだ課題はありますが、利用者の方が安心して、安全な生活を続けていけるように、これからもスタッフ一丸となって頑張っていきたいと思っています。
看護師長 今野 泉

総 括

24時間・365日看護師のいる体制作りをしてきました。業務については、今後も検討の必要がある点もありますが、援助員と看護師が融合し、更なるサービス提供の向上を目指していきたいと思っています。そして、利用者の方一人ひとりが「笑顔のある暮らし」を送られるように、個別の関わりを更に深めていきたいと思っています。そのためには、各職種（援助員・看護師・理学療法士・相談員・事務・厨房等）がカンファレンスを通し、個々人のニーズに合わせたより良いサービスの提供を行いたいと思っています。

総括ケアマネージャー 坂野 晴美



「お熱はないですか？」

看護強化型がスタートして2年——

当初は、看護師もそろわず、初めての試みに戸惑いながら、それでも職員が協力しながら頑張りました。

それぞれが、自分の業務に誇りと自信を持ち、また、互いの業務を理解し信頼することが、大事なことだと思います。

一人ひとりが、利用者の方の笑顔と幸せを願っている思いはひとつです。その気持ちが結果として実を結ぶことと思います。

特集 3

普通の暮らし・願いをかたちに

— 希望が丘地域生活移行の取り組み —

グループホームが制度化された平成元年に第1番目を開設し、以来、現在まで県内各地で16ヶ所70名の方が入居し、地域で生活されています。この間、障がい者の自立の概念、支援費制度の導入や障害者自立支援法の制定などグループホームを巡る状況も大きく変化し、なにより入所施設ではなく、グループホームで、地域で暮らしたいという当事者本人の声が非常に大きくなってきました。昨年の調査（内部調査）では500人の内160の方が何らかの形で地域生活移行を希望しています。

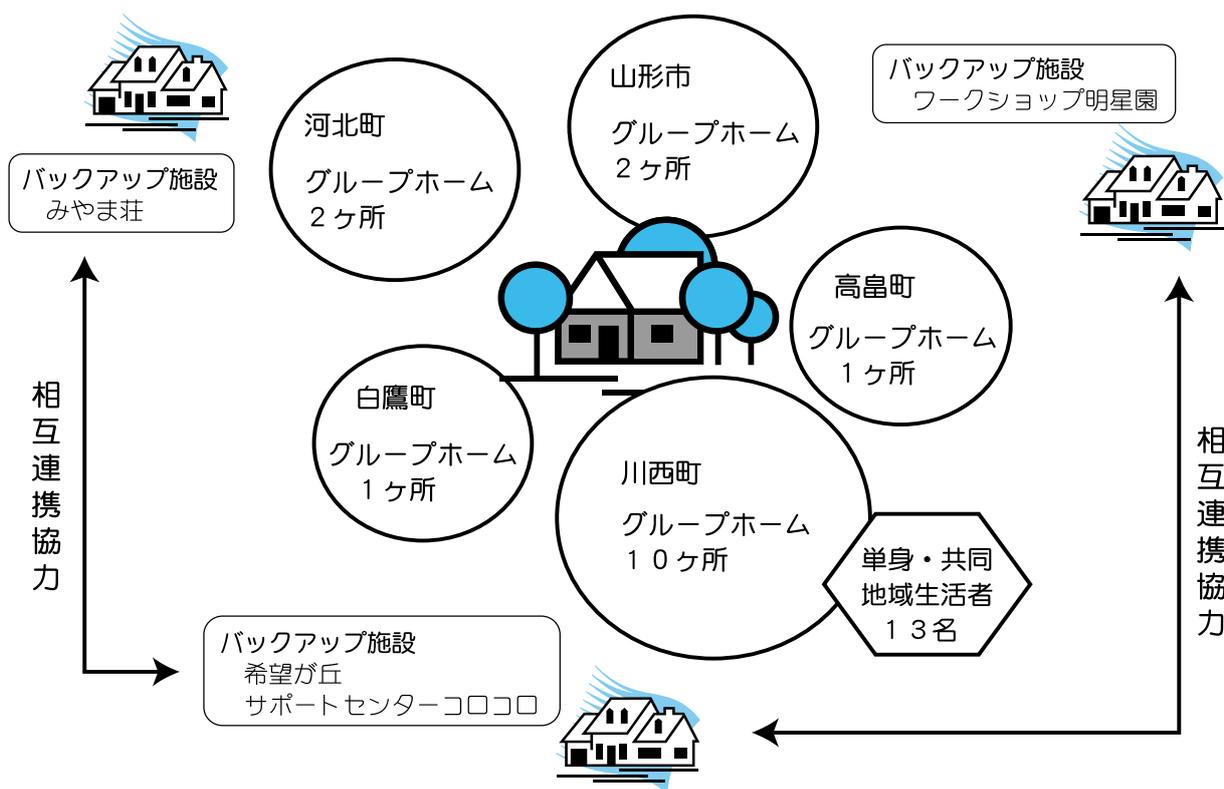
現在の希望が丘グループホーム開設の最大のコンセプトは県内各地の出身者に合わせ、各圏域に事業所（施設）を持つ当法人の機能を生かし、本人の希望により、生まれたところ（出身地）に近いところでの地域生活が出来るように、支援体制を作っていくことにあります。今年度は河北町、白鷹町、山形市、高島町で5ヶ所の新規開設をし、とりわけ山形市内で「ワークショップ明星園」をバックアップ施設として、希望が丘として初めて障がいの重い方のためのグループホーム2ヶ所（入居者8人）がスタートしました。従来の食事や

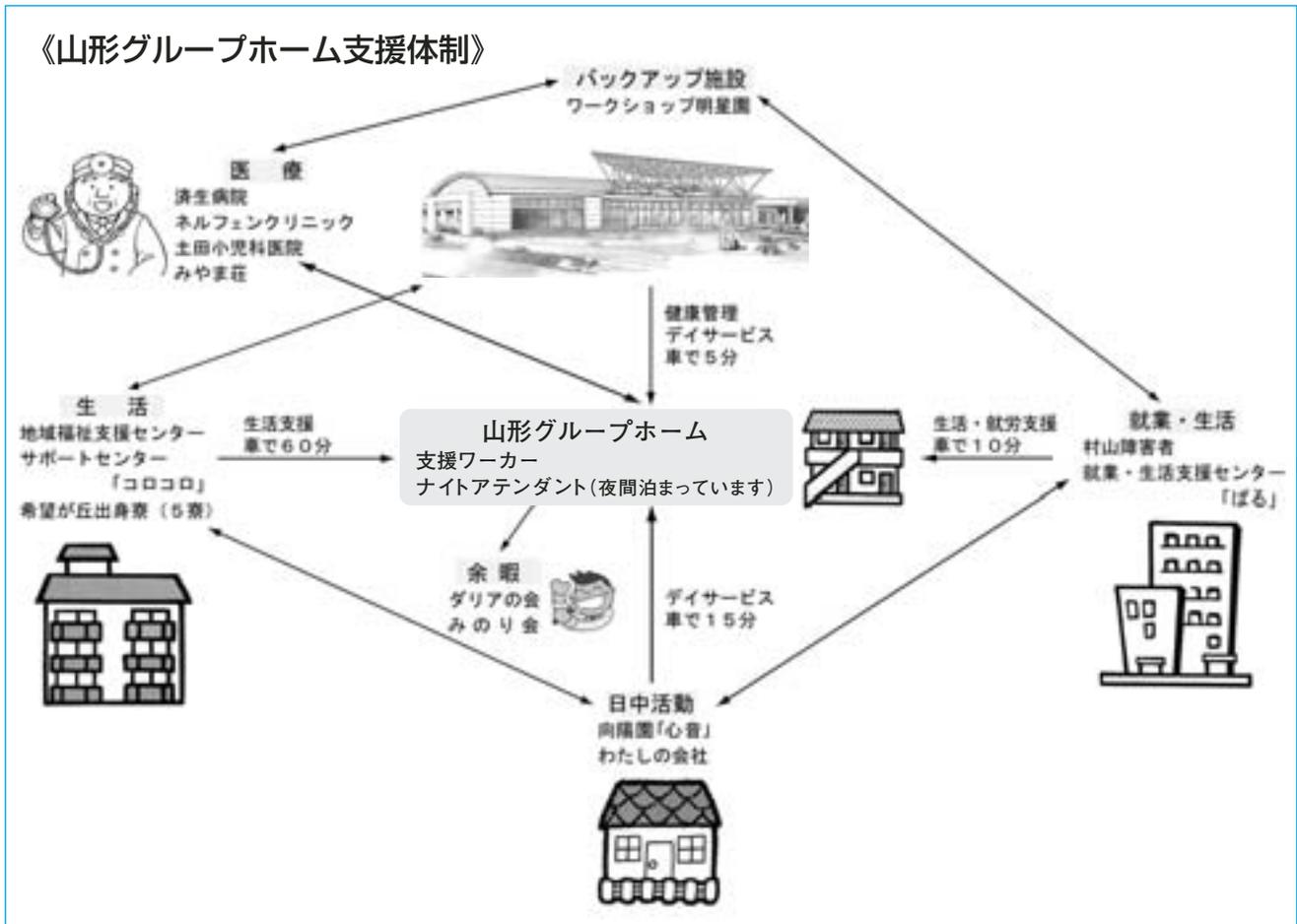
医療・健康、生活支援、日中活動支援のみならず、夜間や休日のケアと24時間の見守りのあるホームとして設置しました。また、日中活動の場を当法人だけでなく、各地域にある他の法人のデイサービスセンターや作業所と連携し、本人の希望や生活に合わせたケア計画を作り、地域での支援のネットワーク化を図っています。

コロニー希望が丘という500人の大規模施設のあり方も大きな問題として、提起されつつあります。今後入所定数の見直しと共に、地域生活移行をさらに加速させていくことが、利用者の充実した人生と自己実現に向けて必要です。障がい者の地域生活を支えるシステムとして、グループホームはまだ成熟度も不足し、体制の不十分さがありますが利用者の望みや意思を実現するために、全国各地の先進的事例にも学びながら山形県の先駆けとなって、更に多く地域生活移行が進むよう取り組んでいます。

希望が丘グループホーム所長
澁谷 博夫

希望が丘地域移行の状況 (2006年3月27日現在)





支援ワーカーさんと共においしい食事をつくりました。



食事の会話もはずみます。

新たな生活を支援して…

デイサービス利用者の方を迎えに行くと、8人がそれぞれの活動場所からの迎えを待っています。朝の挨拶は欧米風にきつい抱擁からはじまります。8人の女性入居者と4人の女性スタッフという好条件もあって、男性が貴重な存在のようで、できるだけ迎えの仕事は他の職員に譲らないことにしています。

8人と支援ワーカーの表情や態度をさりげなく見ながら、「今日も全員出勤です」という元気な声を聞きホッとして明星園に出発します。

今までの大きな集団生活から小さなグループでの生活、新しい生活環境と人間関係の中で慣れるまで時間がかかりましたが、一ヶ月を過ぎようやく少し落ち着きが出てきたようです。

今の生活を言葉巧みに表現できない入居者の方ですが、「ここがいい」と言われ、さらに満足してもらえる支援をしていきたいと決意を新たにしています。

ワークショップ明星園
寺西 道博

チャレンジ！スポーツ！

障がいの種別をこえた交流集会～エリアフリー・フォーラム2005

11月26日(土)：ホテルキャッスル（山形市）で開催

実行委員長として…



遠藤 源栄
(希望が丘ダリア会)

エリアフリー・フォーラムの実行委員会で私は実行委員長に推薦されました。何をするか実行委員会ではなしあったり、一人一人の意見をだしあって決めました。ポスターやネームの準備をしたり、参加者に資料を配りました。分科会ではみんなが意見を出し合い、全体会で発表しました。はじめての実行委員長で挨拶や司会がうまくやれるか心配でしたが、実行委員やスタッフのみなさんの力をかりて成功したと思います。一人ひとりが責任をもって行動したことが成功につながったと思います。私は実行委員長をやってよかったと思っています。楽しかったし、嬉しかった。これからもますます成功させるよう努力していきましょう。実行委員、スタッフのみなさん実行委員長を支えてくれてありがとうございました。

実行委員会スタッフとして…

小林 永子
(わいわいパーティ・白鷹陽光学園)

今回初めて「エリアフリー・フォーラム」スタッフとして参加させていただきました。

「チャレンジ！スポーツ」ということで、スポーツをテーマにした講演など内容が濃く、私自身もデジタルスポーツシューティングを体験させていただき、たいへん楽しませていただきました。「障がい」という壁をこえて、様々なスポーツにチャレンジしている方々にとっても感動しました。もっとたくさんの方に知っていただき、様々なスポーツにチャレンジしていける環境づくりと機会を多く提供できるような社会をめざしていこうと思います。

実行委員、スタッフの方々貴重な体験をさせていただきありがとうございました。



笑顔がすてきな
成田真由美さん

みんな金メダルにふれて大感激!!



成田さんと
ツーショット!!

華麗な車いす
ダンス



デジタルスポーツ
シューティング
体験

車いすマラソン
試乗体験



実行委員会事務局から

「また会えたね。元気だった?」「また来年会おう!」握手をかわす光景が、なんともいえないあたたかさや感動につつまれるエリアフリー・フォーラム。今年で7回目を迎え、これまで最高の約240人の方々の参加によって、開催されました。エリアフリー・フォーラムは1999年にはじまり、2002年から法務省・人権啓発活動地方委託事業（山形県）とタイアップし、年々広がりをみせています。「バリアフリーじゃないの?」という疑問が寄せられますが、「エリアフリー」の意味はバリア（障壁、妨げ）が生まれる根源をエリア（領域）とし、障がいの有無、またはそれぞれの障がいの種別（身体、知的、精神）の活動領域をこえてお互いに理解し支えあおうという意味があります。フォーラムの運営は障がい当事者、健常者スタッフ20人で実行委員会を組織し、開催に向けて意見やアイデアをだしなが

らつくりあげ、それぞれの役割で当日の運営を進めていきました。今年はスポーツをテーマに、アテネパラリンピック水泳競技金メダリスト成田真由美さんを迎えての講演、スポーツ団体の紹介や体験コーナー、グループに分かれてスポーツへの思いを語り合い、夕方からは車椅子ダンス、健康体操、ゲームなどで交流を深めました。「スポーツには無縁だと思っていたがチャレンジしてみたくなった」という声も寄せられ、また障がいのある方のスポーツへの関心の高さを感じました。「障がい」に対する見えない壁はたくさんありますが、お互いに理解しあい共に支えあう社会の実現をめざして、今後も出会いの場、パワーあふれる場、チャレンジの場として継続できればと思っています。

テーマは「旅」から「スポーツ」、そして2006年は「音楽」へとつないでいきます。

希望が丘地域福祉支援センター
平間みゆき

食の話題 第2弾

希望が丘こだま寮における食事サービスの取り組み

(知的障害者授産施設)

ひとりひとりが元気になるために
～食事サービスの充実をめざして～

平成17年7月「食育基本法」が施行されました。「食育」とはひとりひとりが生きていくうえでの基礎となる食の知識と食事を選択する力を学び健全な食生活を実践できるようにするためのものです。

そんな中で利用者の方への食事サービスは施設生活において一番大きなウエイトをめています。楽しんで、元気になることができるような工夫をしていくことで利用者の方の生活の質が向上し、生活に潤いと満足が生まれると思います。

施設の食事は寮職員と栄養士・調理師が、職種間の連携を図り相互乗り入れをしていくことでより豊かな食事が提供できると思います。今まで行ってきたことの反省をしながら、選択食を超えた取り組みができないものか？と利用者の方の希望も聞きながら話し合いを進め今年度の夢を語りました。

食を大切にする心、季節感のある食事、そして伝統的な食文化を取り入れられればと、今までの100人での食事を25人ずつの少人数での楽しみを計画しました。そして、豊かな味覚や香りあふれる日本らしい「食」の提供を考え、今までにない体験をしていただきたいという思いから松花堂弁当を利用したの

食事を考えました。「大規模施設の食事でもこれだけのことが提供できる。」「利用者の方に満足してもらえる。」といった手ごたえは1回目でありました。今までと違った雰囲気ともてなし、そして「おしながき」や「手作り箸入れ」「ひとりひとりの色彩豊かなテーブルクロス」など、厨房からのすばらしい工夫がなされて「ときめき弁当」は始まったのです。

そしてまた、全体の取り組みとして今までのバイキングを工夫し、主食に趣きをおき、カレーバイキングや、ピラフ、スパゲティ、焼きそば等を各4種類もメニューに取り入れ進めているところです。利用者の方の目が輝きます。「これも食べたい」「どれにしようか……」レストランのような選択ができることはこんなにも喜びが得られるのかと感ずることができました。

希望が丘こだま寮
色摩 幸子



モニターの方にスープバイキングを試食してもらいました。

●栄養士さんからのコメント

こだま寮の食事委員会でバイキングと松花堂弁当箱を利用した食事の依頼を受け平成17年度6月から始めました。初めは献立作成や食堂の配置、盛り付けなど戸惑いもありましたが、今では献立作成においては楽しみに変わっています。

主食バイキングや「ときめき弁当」の盛り付けなどもスムーズにできるようになり利用者の方をはじめ職員の方々も楽しみにしてくださっているようで私たち食事サービススタッフもとてもうれしくまた、やりがいを感じています。利用者の方々の「おいしい！」の声を聞くと、もっともっといいものを作ろうと思うようになります。利用者の方、寮職員の方々をはじめ皆さんからの様々な意見アイデアをお願いします。 希望が丘管理栄養士 清野 奈月

●利用者の方からのコメント

バイキングも弁当も楽しみです。特に弁当は今までと違う食事で作った箸入れや小物などがあってとてもうれしかったです。この次が待ち遠しいです。

(A. K)

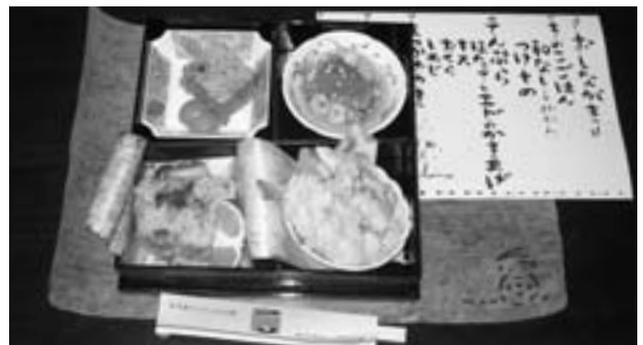
メニュー表

1月：カレーバイキング

- *ソーセージカレー
- *野菜たっぷりカレー
- *シーフードカレー
- *ツナのドライカレー

2月：ときめき弁当

- *ほたてご飯
- *牛肉のやはた巻き
- *てんぷら（エビ、しめじ、なす、麩）
- *とうふのゆずみそでんがく
- *いちご
- *つけもの



心ときめく「ときめき弁当」です☆

多くの参加者が熱心に!! ～第5回実践報告会の開催～

2月23日(木): 山形県産業創造支援センター

実践報告会は、各事業所が掲げた重点事業の推進・専門的で質の高いサービスの提供・職場の活性化を目的に取り組んだ実践をまとめ、報告を通して自分たちの実践の検証を行うことを目的に毎年開催しています。さらに、積極的な情報提供に努めるために報告集を作成しています。これまでは事業団内事業所の報告会でしたが、今年度からは事業団内4事業所の報告の他に、外部の事業所から知的障害者更生施設「向陽園」「二本松会上山病院」に報告をしていただきました。参加者も事業団内、外部の事業所・関係機関からあわせて60人の参加があり、熱心に各報告を聞き、意見交換を行いました。

また3人の助言者の方からはそれぞれの立場から、各報告への感想、助言をいただき実践についての検証を深めるとともに、今後の方向性について多くの参考になる貴重なご意見をいただきました。何よりも報告者の前向きに取り組む姿勢が伝わる「元気が出る」報告会だったと思います。幅広く多くの関係者の方々に意見をいただくことは、私たちの実践が自己満足に陥ることなく日常の業務を振り返り、検証することに深みが生まれ、情報交換を含め視点の多様化にも繋がり、職員研修の場としても意義のある場でもあります。今後も一層広がりのある実践報告会にしていきたいと考えております。

実践報告集は「希望が丘地域福祉支援センターTEL 0238 (42) 5158まで」お問い合わせください。今後ホームページにも掲載する予定です。

*平成17年度実践報告会報告内容について

「みんなが集うからおもしろい!! -サポートセンターよねざわの利用状況から-」

置賜障害者就業・生活支援センター 報告者 小関由美子

【内容】 米沢市内に開設している「サポートセンターよねざわ」の利用状況を分析し、利用者への支援や関係機関との連携、今後の相談支援事業のあり方についての報告。

「みやま荘で何故、社会生活技能訓練（SST）の取り組みを始めたのか…」

みやま荘（救護施設）SSTプロジェクトチーム 報告者 長谷川 智

【内容】 日常的な利用者援助の場面で役立つ知識とコミュニケーション技術の獲得により、サービスの質的向上につながることを目的にSST（社会生活技能訓練）を導入し、全職員が習得し、アンケート調査結果をもとに導入の効果についての報告。

「入所施設における日中活動について」 ～「生活の場」と「活動の場」の分離への取り組み～

向陽園（知的障害者更生施設） 報告者 加木屋裕子

【内容】 長期入所による「生活への閉塞性」や『社会性の喪失』が感じられるようになり、「働く場を地域に」開設した地域作業所の取り組みと活動展開についての報告。

「行動障碍の軽減と地域生活への支援～これまでの取り組みと今後の課題～」

希望が丘しらすさ寮（知的障害者更生施設）強度行動障碍特別支援事業 報告者 大山敦子

【内容】 行動障碍のある方への支援経過と、強度行動障碍を持つ方の地域生活へ向けた支援についての報告。

「表現活動を通して～希望が丘まつかぜ荘デイサービスセンターでの実践～」

希望が丘まつかぜ荘デイサービスセンター 報告者 鈴木敬子

【内容】 デイサービスセンターを利用する方の表現することの豊かさや地域での発表の意義、コミュニケーションを広げるための自由な表現創作活動についての報告。

「暴力により隔離室を長期使用した患者への関わり ～ごめんなちゃい～」

医療法人二本松会上山病院 報告者 荘司初子

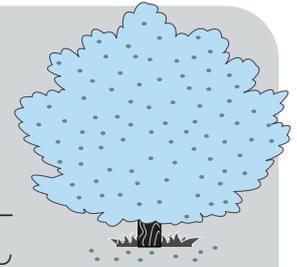
【内容】 軽度の知的障害と統合失調症があり、多動、迷惑行為がある10代の男性患者の方を通して、隔離室での生活から開放での生活、迷惑行為の減少、一般病室での生活、施設生活へという中で看護者との関わりについての報告。

助言者紹介

山形県健康福祉部障害福祉課
宮城福祉オンブズネット「エール」
宮城大学看護学部

指導主幹 田中義秀氏
事務局長 鈴木守幸氏
教授 伊藤ひろ子氏

情報版



介護情報の公表について

介護保険法の改正により、平成18年4月から「介護サービス情報の公表制度」がスタートします。この公表制度は、介護保険サービスの利用を考えている方々が事業者を選択しやすいよう環境を整備すること、そして事業者のサービスの質の向上を図ることを目的に、原則として全ての事業者に義務化されます。

山形県社会福祉事業団では、現在指定調査機関として指定を受けるべく準備を進めています。(平成18年4月1日指定予定)

このような全国統一の基準による公表制度は、世界でも例をみないものとのことです。超高齢社会の到来がすぐそこまできているだけに、広く情報を提供していくことは大変重要な意義をもっています。その意味でも、調査機関として事業団の機能を発揮していきたいと考えています。

平成18年度 (9サービス事業)	訪問介護、訪問入浴、訪問看護、通所介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設
平成19年度(予定) (4サービス事業)	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、認知症高齢者グループホーム、介護療養型医療施設

注) 山形県内では、平成18年度は9サービス事業あわせて、約1000ヶ所程度が対象になるものと見込まれています。(調査のスタート時期は、6月ごろに予定されています。)



レキシコン (lexicon) : ギリシャ語・ラテン語・ヘブライ語の辞典。

障害福祉計画の「基本指針」

障害者自立支援法において、都道府県及び市町村は、国が定める「基本指針」を踏まえ、平成23年度までの新サービス体系への移行を念頭に置きながら数値目標を設定し、平成18年度中に平成20年度までを第1期とする障害福祉計画の策定を義務化している。

国は、障害福祉計画の基本的理念として、①障がい者の自己決定と自己選択の尊重、②市町村を基本とする仕組みへの統一と障がいの制度の一元化、③地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備を掲げ、障がい者の自立と社会参加を基本として計画を作成することとしている。

また、障害福祉サービスの基盤整備については、①全国どこでも必要な訪問系サービスを保障、②希望する障がい者に日中活動サービスを保障、③グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進、④福祉施設から一般就労への移行等を推進する、こ

とを基本的考え方として、数値目標を設定し、計画的な基盤整備を図るよう求めている。

県及び市町村は、この「基本指針」を受け、今後、訪問系・日中活動系・居住系サービスのそれぞれについて、現在の利用者数を基礎としつつ、障がい者のニーズ、近年の利用者の伸び、今後新たに利用が見込まれる精神障がい者や小規模作業所利用者の移行等を見込んだ上で、必要なサービス内容と量を計画に反映することとなる。

入所施設・入院から地域生活への移行が、今後一層推進するためには、理念や方針を裏付ける地域での基盤整備は欠かせない。居住の場、日中活動の確保、更に相談支援も含めた地域での支援機能が効果的に展開されなければ、障害者自立支援法のねらいである「障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現」には結びつかない。障がいのある方がそれぞれの地域で普通に暮らせる社会の実現が求められる。

事務局企画調整課 武田庄司



「明るく・楽しく・元気よくをモットーに」

川西町長 原田 俊二

「ホームの皆さんも川西町民ですから、まちづくりにどんどん参加してください。併せて、町のボランティア活動などにも積極的に参加していただき、たくさんの町民の皆さんとふれあってください。」

昨年4月のホームの皆さんの観桜会にご招待いただき、こんなあいさつをさせていただきました。アルコールも入り、次々とカラオケでの熱唱が続き、また皆さんの色々な話を伺い、その生き生きとした様子に感激しました。

そして、5月、6月と町のフレンドリープラザやダリヤ園周辺の環境整備のボランティア作業に参加していただき、一緒に汗を流しました。

私もホームの皆さんの活動に参加させていただきました。ハイキング、夏のビアガーデン、秋のいも煮会、楽しいひとときでした。いも煮会では、秋のさわやかな風を受けながらダリヤ園の奥にある堤まで車イスを押して登り、カマドに火をおこし、みんなでワイワイと楽しくいも煮を作りました。皆さん一人ひとりが、とても個性的で魅力的です。今では、街中で出会うと「町長さん、こんにちは」とあいさつを交わしてくれます。そんな当り前の日常生活の活動が広がっていくことを期待しています。

現在川西町では、「ふれあい・たすけあい・支えあい」をテーマに、自律性と持続性のある新たなまちづくりをスタートさせました。地方分権を進め、自治の主体者である町民の役割を明確にさせ、あらゆる場面で参画、実行できる運営をめざしています。当然役場の役割も大きく変わり、国県の受け皿としてだけではなく、主役である町民皆さんの活動を支援、強化する存在でありたいと考えています。そのため役場は、「現場を知ること」が最重要と認識しています。「自己決定・自己責任」が良く使われていますが、現場を無視して使われる時は、往々にして立ち場の弱い人達へのしわ寄せとして現れます。国が進める福祉施策にもそのような配慮をお願いしています。

今後町は一層高齢化が進み、人口減少の速度も速まると予想しています。しかし、この状況を嘆くのではなく、今をしっかりと生きることが大切だと思います。一人ひとり夢も抱える課題も違います。その事をお互いに認め合いながら、いただいた命をさらに輝かせ、充実した日々を送って欲しいと思っています。

「皆さん、お一人おひとりが町の宝です」これが、私のあいさつの締めくくりの言葉です。

湯ったり、ゆかい

寿海荘では庄内浜で採れた地物の旬の魚をご用意しております。また、あつみ地区は山菜も豊富です。これからのシーズン、見所のひとつとして、あつみ温泉河畔の桜並木も有名です。なお、平成18年度は、昨年実施した健康相談等に加え、リハビリ講座、健康運動等を予定しております。

山形県福祉休養ホーム
あつみ温泉 寿海荘

〒999-7204 山形県鶴岡市湯温泉字湯之里88-1

TEL:0235-43-4173



作品介绍(表紙の作品)

希望が丘まつかぜ荘デイサービスセンターでは、表現活動に取り組んでいます。一人ひとりが自由にありのままの気持ちで一枚一枚好きな色で塗りました。組み合わせてみたらびっくり！見事な作品が完成！希望が丘文化祭では最優秀賞を受賞しました。

表紙デザイン：まつかぜ荘デイサービスセンター 鈴木 敬子